

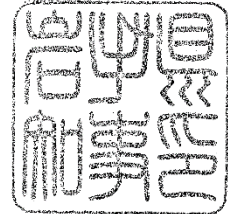
水振第 136 号

令和 4 年 4 月 26 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 2 号、第 12 号及び第 15 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり定めたいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当

農林水産部水産振興課

漁業調整担当（高梨）

電話：019-629-5819

FAX：019-629-5824

E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年 月 日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月23日から令和4年6月23日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和4年7月31日とする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) なまこ種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

(イ) ……(漁獲予定数量)を超えてなまこを採捕してはならない。

(ウ) 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

(エ) 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

(オ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該水産振興センターの長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

かご漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第12号に掲げる次のかご漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年 月 日

岩手県

1 かご漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき船舶等の数
かご漁業	アイナメ等	かご	岩手県 沖合海面	1月1日 から12 月31日 まで	制限なし	20トン未 満	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有する者	3
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(宮古水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(釜石)管内に漁業根拠地を有する者	1
							岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部(大船渡水産振興センター)管内に漁業根拠地を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月23日から令和4年6月23日まで

(3) 備考

① この許可の有効期間は、許可の日から令和6年2月28日までとする。

② この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 北緯40度27分の線から北緯38度58.2分の線までの海域においては、1月1日から6月30日及び9月1日から12月31日までの間は、次の(ア)点から(ケ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域並びに(コ)点から(ナ)点及び(コ)点の各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれた海域では操業してはならない。

(ア)点 北緯40度27分 東経142度2.3分

(イ)点 北緯40度7.8分 東経142度7.9分

(ウ)点 北緯40度 東経142度12分

(エ)点 北緯39度45分 東経142度9.8分

(オ)点 北緯39度32.8分 東経142度10.8分

(カ)点 北緯39度28.3分 東経142度10.2分

(キ)点 北緯39度26.3分 東経142度9.1分

(ク)点 北緯39度1.8分 東経142度1.2分

(ケ)点 北緯38度58.2分 東経141度59.3分

(コ)点 北緯40度20分 東経141度56.7分

(サ)点 北緯40度15.9分 東経141度57.7分

(シ)点 北緯40度11分 東経142度

(ス)点 北緯40度9.5分 東経142度1.1分

(セ)点 北緯40度7.6分 東経142度4.5分

(ソ)点 北緯39度57.9分 東経142度6分

(タ)点 北緯39度50分 東経142度6.2分

(チ)点 北緯39度50分 東経142度5.7分

(ツ)点 北緯40度0.6分 東経142度2.6分

(テ)点 北緯 40 度 8.7 分 東経 141 度 59.1 分

(ト)点 北緯 40 度 13.3 分 東経 141 度 56.6 分

(ナ)点 北緯 40 度 20 分 東経 141 度 53.2 分

イ 北緯 40 度 27 分の線から北緯 38 度 58.2 分の線までの海域においては、7 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、次の(ニ)点から(へ)点までの各点を順次に直線で結ぶ線以東の海域では操業してはならない。

(ニ)点 北緯 40 度 27 分 東経 142 度 4.2 分

(ヌ)点 北緯 40 度 20.9 分 東経 142 度 7.3 分

(ネ)点 北緯 39 度 56.8 分 東経 142 度 15.6 分

(ノ)点 北緯 39 度 32.8 分 東経 142 度 10.8 分

(ハ)点 北緯 39 度 28.3 分 東経 142 度 10.2 分

(ヒ)点 北緯 39 度 26.3 分 東経 142 度 9.1 分

(フ)点 北緯 39 度 1.8 分 東経 142 度 1.2 分

(へ)点 北緯 38 度 58.2 分 東経 141 度 59.3 分

ウ 第二種共同漁業権の免許区域内の海域（ただし、操業海域に面する漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）では操業してはならない。

エ 雌のけがに及び甲長 8 センチメートル以下の雄のけがにを採捕してはならない。

オ 毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの間、けがにを採捕してはならない。

カ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

③ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

小型定置網漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第15号に掲げる次の小型定置網漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年 月 日

岩手県

1 小型定置網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
小型定置網漁業	さけ等	定置網	岩手県海 沖合の うち第 二種共 同漁業 権二共 第1号 及び第 101号 漁場の 免許区 域内の 海域	1月1日 から12 月31日 まで	—	—	岩手県内に住所を有する者のうち、県北広域振興局水産部管内に漁業根拠地を有し、第二種共同漁業権二共第1号又は第101号の漁業権者から操業の合意を得ている者	3
			岩手県 沖合海				岩手県内に住所を有する者のうち、沿岸広域振興局水産部管内(宮古水産振興センター)に漁業	5

			面のうち第二種共同漁業権二共第101号及び第102号漁場の免許区域内の海域			根拠地を有し、第二種共同漁業権二共第101号又は第102号の漁業権者から操業の合意を得ている者	
--	--	--	---------------------------------------	--	--	---	--

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月10日から令和4年8月10日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) …によって囲まれた区域以外の海域で操業してはならない。

(イ) …によって囲まれた区域においては、毎年〇月〇日から〇月〇日までの間、操業してはならない。

(ウ) 沖出し最端部に、夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(エ) 毎年〇月〇日から〇月〇日までの期間中は、箱網の網目は〇センチメートル（〇節）以上の大きさにしなければならない。

(オ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(オ) 垣網の元地から〇メートルの間において、垣網桁〇メートルを海面下〇メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(カ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。